



Level up your happiness



令和7年9月2日

各位

会社名 株式会社コーエーテクモホールディングス
代表者名 代表取締役 社長執行役員CEO 鯉 沼 久 史
(コード番号 3635 東証プライム)
問合せ先 専務執行役員CFO 浅 野 健 二 郎
(TEL 045-562-8111)

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社は「創造と貢献」の精神のもと、ビジョンとして掲げる「世界No.1のデジタルエンタテインメントカンパニー」を目指しております。日本を代表するグローバルな企業として、より高度なガバナンス体制の構築や厳しい上場基準の達成が求められるプライム市場の上場を維持することは、当社の更なる成長性と収益性の実現のために必要不可欠であり、上場維持によって、投資家の市場取引の機会の確保、ステークホルダーとの信頼関係の構築、ブランド力・商品力の強化など、当社の企業価値向上が見込めるものと考えております。

当社は、令和3年7月9日付で東京証券取引所より、新市場区分における上場維持基準への適合状況に関する一次判定の結果、「流通株式数」「流通株式時価総額」「売買代金」の各項目についてはプライム市場の上場維持基準を充たしておりますが、「流通株式比率」については基準を充たしていない旨の通知を受けました。

かかる通知を受け当社は、流通株式比率に関する上場維持基準の適合に向けた課題を流通株式数の増加と認識しており、取組内容として以下の一連のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）を実施いたしました。

＜本スキーム＞

- (1) 令和3年12月2日開催の当社取締役会において、2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）（社債額面金額合計額460億円）の発行を決議し、発行しました。
- (2) 令和3年12月2日開催の当社取締役会において、9,900,100株を上限とする自己株式の取得、及び9,900,000株を買付予定数上限とする自己株式の公開買付けを行うことを決議し、令和3年12月8日から令和4年1月6日を公開買付期間とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。

ご注意: この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

※1 当社の筆頭株主（令和3年12月2日時点）である株式会社光優ホールディングス（以下「光優ホールディングス」といいます。）及び第2位株主（令和3年12月2日時点）である環境科学株式会社（以下「環境科学」といいます。）との間で、それぞれ7,736,772株及び1,263,228株について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しており、本公開買付けは令和4年1月6日をもって終了しております。本公開買付けによる買付け等を行った株券等の数、取得した自己株式の種類及び総数は、当社普通株式9,000,151株です。

※2 当社は、令和4年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、光優ホールディングス及び環境科学の応募株数並びに本公開買付けによる買付け等を行った株券等の数、取得した自己株式の種類及び総数は、本日現在においては、それぞれ15,473,544株及び2,526,456株並びに18,000,302株となります。

（3）（1）の転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金を、（2）の本公開買付けの買付資金に充当しました。

（4）（1）で発行した転換社債型新株予約権付社債を所有する投資家が転換社債型新株予約権付社債の転換権を行使した場合には、当該投資家に対して当社が（2）の本公開買付けにより取得した当社普通株式を交付することとし、流通株式数の増加を図りました。

当社は、本スキームを通じて、流通株式比率に関する上場維持基準を充たすことを基本方針としておりました。しかしながら、当社株価が転換社債型新株予約権付社債の転換価額を下回って推移したことから、行使期間である令和4年1月4日から令和6年12月6日までに転換社債型新株予約権付社債の転換権は行使されませんでした。そのため、転換社債型新株予約権付社債は令和6年12月20日に満期償還となり、本スキームによる流通株式比率の向上は達成できませんでした。

令和7年3月末現在における当社のプライム市場の上場維持基準への適合状況は、下表のとおりとなっております。流通株式比率については基準に適合しておりません。

		株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式 時価総額 (億円)	流通株式 比率 (%)
当社の 適合状況 (※3)	令和7年3月末 時点	22,374	1,007,467	1,983	29.9
上場維持基準		800	20,000	100	35.0
計画期間 (改善期間)		—	—	—	令和8年3月末まで

※3 当社の適合状況は、東証が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

そこで、当社は、不適合となっている流通株式比率を充たすために、当社が自己株式として保有している当社普通株式の処分による流通株式数の増加及び成長資金の調達の検討をいたしました。

自己株式の処分については、1株当たり当期純利益（EPS）の希薄化を伴うため、本公開買付けにより取得した自己株式数を上限とすることが、既存株主の皆様から本スキームとの整合性の観点で納得いただける株式数として検討を進めており、当該株式数の処分により、流通株式比

ご注意: この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

率が35%を上回ることにより、上場維持基準の充足が見込めると想定しておりましたが、他方で、当社は、多くの投資家と対話する中で、流動性の低さが課題であり、これは当社普通株式の流通株式数の少なさが一因であると認識しておりました。

そこで、「役員以外の特別利害関係者」の所有する株式としてみなされる当社の筆頭株主（令和7年3月31日現在）である光優ホールディングス及び第3位株主（令和7年3月31日現在）である環境科学に対して、両社が所有する当社普通株式を売却することにより、流通株式数の増加による流動性の向上を図るために、本自己株式の処分と併せて、両社が所有する当社普通株式の売却の打診をしたところ、保有する一部株式について売却に応じる意向を確認しました。

本自己株式の処分に併せて本売出しを実施することにより、流動性の向上、個人投資家を中心とした株主層の拡大及び多様化並びに適正な株価形成につながるものと考えております。

なお、両社の所有する当社普通株式が当社の流通株式比率の算定において流通株式から除かれることから（※4）、両社による当社普通株式の売却は、当社普通株式のさらなる流通株式比率の向上にも寄与し、一定程度のバッファを持って流通株式比率の上場維持基準を充足できる見込みとなります。

※4 「役員以外の特別利害関係者」には、役員が議決権の過半数を保有する会社が含まれることとされているところ、光優ホールディングス及び環境科学は、当社の役員が議決権の過半数を保有する会社であり、「役員以外の特別利害関係者」に含まれますので、両社が所有する当社普通株式は、当社の流通株式比率の算定において流通株式から除かれます。

また、当社は、令和7年6月に第4次中期経営計画を策定しております。第4次中期経営計画の3年間（令和7年度～令和9年度）はグローバルでの飛躍に向けた「成長のための基盤づくり」の期間としています。4つの定性目標として、「パイプライン数の成長」、「パイプライン質の成長」、「販売力の成長」、「コスト効率の成長」を掲げ、第5次・第6次に向けた持続的な成長の基盤を築いていきます。

第3次中期経営計画で浮かび上がった課題を踏まえ、魅力ある高い品質のIPを創出し、多方面に展開しつつ、大型・ミドルクラスのバランスを考慮したパイプラインを整えることで安定的な収益向上を目指します。

上記計画の達成のための施策の一つとして、「経営基盤の強化（人的資本とガバナンスの強化）」に取り組んでまいります。人的資本は当社グループの持続的な成長を支える土台であると考え、当社の人材育成方針である、「新しい面白さを実現するクリエイター&成長性と収益性を実現するビジネスパーソン」に基づいた、3つの人材戦略「新卒を中心とした多様な人材の確保」、「成長を実現する人材育成制度」、「安心して長く働ける環境の構築」を策定し、計画的に推進することで、社員一人ひとりの成長を促し、組織全体の競争力を高めていきます。

上記人材戦略を踏まえ、本自己株式の処分による調達資金は、当社グループのエンタテインメント事業における人的資本への投資として、持続的な新規タイトル等の開発体制の維持及び拡充のための人件費に充当する予定であります。

以上から、当社は、本自己株式の処分及び本売出しの実施により、東証プライム市場の上場維持基準の充足と成長資金の調達を同時に行うことで、第4次中期経営計画の目標達成及び当社の持続的な企業価値の向上に資すると考えております。

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

ご注意: この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

1. 募集株式の種類及び数 当社普通株式 14,740,000 株
 2. 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、令和 7 年 9 月 10 日(水)から令和 7 年 9 月 16 日(火)までの間のいずれかの日(以下、「処分価格等決定日」という。)に決定する。
 3. 募集方法 一般募集とし、大和証券株式会社(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。
 なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(0.5 円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。
 公募による自己株式の処分の募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。
 4. 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
 5. 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
 6. 払込期日 令和 7 年 9 月 17 日(水)から令和 7 年 9 月 22 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の 4 営業日後の日とする。
 7. 申込株数単位 100 株
 8. 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役 社長執行役員 CEO 鯉沼久史又は専務執行役員 CFO 浅野健二郎に一任する。
 9. 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
2. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)
1. 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 7,000,000 株
 2. 売 出 人 株式会社光優ホールディングス 6,053,500 株
 環境科学株式会社 946,500 株
 3. 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(0.5 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格(募集価格)と同一とする。
 4. 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支

ご注意: この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

5. 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
 6. 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
 7. 申 込 株 数 単 位 100 株
 8. 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長執行役員 CEO 鯉沼久史又は専務執行役員 CFO 浅野健二郎に一任する。
 9. 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）
1. 売 出 株 式 の 当社普通株式 3,260,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で処分価格等決定日に決定される。
 2. 売 出 人 大和証券株式会社
 3. 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
 4. 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、3,260,000 株を上限として当社株主より借入れる当社普通株式について売出しを行う。
 5. 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
 6. 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
 7. 申 込 株 数 単 位 100 株
 8. 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長執行役員 CEO 鯉沼久史又は専務執行役員 CFO 浅野健二郎に一任する。
 9. 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
4. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）
1. 募 集 株 式 の 当社普通株式 3,260,000 株
種 類 及 び 数
 2. 払 込 金 額 の 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払
決 定 方 法 込金額と同一とする。
 3. 割 当 先 大和証券株式会社
 4. 申 込 期 日 令和 7 年 9 月 29 日(月)
 5. 払 込 期 日 令和 7 年 9 月 30 日(火)
 6. 申 込 株 数 単 位 100 株
 7. 上記 4. 記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を取り止める。
 8. 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長執行役員 CEO 鯉沼久史又は専務執行役員 CFO 浅野健二郎に一任する。
 9. 前記各号については、本第三者割当による自己株式の処分の払込金額の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、3,260,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は令和7年9月2日（火）付の取締役会決議において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式3,260,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件第三者割当」という。）を、令和7年9月30日（火）を払込期日として行うことを決定しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から令和7年9月26日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

- | | | |
|-------------------|-------------|---------------|
| (1) 現在の自己株式数 | 20,051,708株 | （令和7年8月31日現在） |
| (2) 一般募集による処分株式数 | 14,740,000株 | |
| (3) 一般募集後の自己株式数 | 5,311,708株 | |
| (4) 第三者割当による処分株式数 | 3,260,000株 | （注） |
| (5) 第三者割当後の自己株式数 | 2,051,708株 | （注） |

（注）前記「4. 第三者割当による自己株式の処分」に記載の募集株式数の全株に対し大和証券株式会社から申込みがあり、当社普通株式の処分がなされた場合の株式数です。

ご注意: この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限34,458,880,000円については、全額を令和10年3月末までに、当社グループのエンタテインメント事業における人的資本への投資として、当社子会社である株式会社コーエーテクモゲームスへの投融資を通じて持続的な新規タイトル等の開発体制の維持及び拡充のための人件費に充当する予定であります。

上記手取金について、実際の充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績予想に変更はありません。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の最重要政策の一つとして位置づけております。利益還元の基本方針としては、「配当金に自社株買付けを加えた連結年間総配分性向50%、あるいは1株当たり年間配当50円」としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)に記載いたしました利益配分に関する基本方針に基づき、持続的かつ安定的な配当を行う方針としております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金に関しましては、ゲームソフトの開発、新規事業の開発、高い成長が見込まれる分野に投資し事業拡大を図ってまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
1株当たり連結当期純利益	98.20円	107.06円	119.14円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	50.00円 (—)	54.00円 (—)	60.00円 (—)
配当性向(連結)	50.9%	50.4%	50.4%
自己資本当期純利益率	22.1%	21.3%	20.7%
純資産配当率(連結)	11.3%	10.8%	10.4%

(注) 1. 当社は、令和4年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、令和5年3月期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり連結当期純利益を算定しております。令和6年3月期及び令和7年3月期については、株式分割後の数値を記載しております。

ご注意: この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
3. 配当性向（連結）は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
4. 自己資本当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 純資産配当率（連結）は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

（1）配分先の指定

該当事項はありません。

（2）潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストック・オプションを発行しています。当該新株予約権の内容は次のとおりであります。なお、発行済株式総数（336,096,924株）に対する下記の交付株式残数合計の比率は0.91%となる見込みです。

（注）下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率です。

新株予約権（ストック・オプション）の付与状況（令和7年8月31日）

取締役会 決議日	交付株式 残数	新株予約権 の行使時の 払込金額	新株予約権 の行使により 株式を発行する 場合の株式の 発行価格	新株予約権 の行使により 株式を発行する 場合の株式の資 本組入額	行使期間
令和2年 9月14日	698,100株	1,939円	1,939円	（注）1.	自 令和4年9月15日 至 令和7年9月12日
令和4年 8月29日	1,127,200株	2,504円	2,504円		自 令和6年8月30日 至 令和9年8月27日
令和6年 9月9日	1,231,900株	1,665.5円	1,665.5円		自 令和8年9月10日 至 令和11年9月7日

（注）1. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

2. 当社は令和3年4月1日付で普通株式1株につき1.3株の株式分割を行っております。これにより、令和2年9月14日決議のストック・オプションにおいて「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 当社は令和4年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、令和2年9月14日決議のストック・オプション及び令和4年8月29日決

ご注意: この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

議のストック・オプションにおいて「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
始 値	4,020 円 □2,415 円	2,411 円	1,634.5 円	1,985.5 円
高 値	5,030 円 □2,489 円	2,540 円	2,120.0 円	2,544.5 円
安 値	3,835 円 □2,120 円	1,529.0 円	1,220.5 円	1,904.5 円
終 値	4,730 円 □2,388 円	1,620.0 円	1,966.5 円	1,916.5 円
株価収益率 (連結)	24.32 倍	15.13 倍	16.51 倍	一倍

- (注) 1. 令和8年3月期の株価については、令和7年9月1日現在で表示しております。
2. 株価は、株式会社東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
3. 令和5年3月期の□印は、令和4年10月1日付株式分割による権利落ち後の株価を示しています。
4. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、令和8年3月期については未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社光優ホールディングス及び環境科学株式会社は、大和証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当による自己株式の処分、株式分割による新株式発行、単元未満株式売渡請求に応じて行う自己株式の交付、処分価格等決定日現在において残存しているストック・オプションの行

ご注意: この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

使による当社普通株式の発行又は交付、当社のストック・オプション・プラン又はインセンティブ・プランに基づく当社、当社子会社及び当社関連会社の従業員又は取締役に対するストック・オプション又は新株予約権の付与並びに当該ストック・オプション又は新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付及び株式分割等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。